

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成24年10月22日(月)

社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室

# 目 次

1	地域生活支援事業について .....	1
---	--------------------	---

## 1 地域生活支援事業について

### (1) 障害者総合支援法に基づく必須事業について

平成 25 年 4 月 1 日に施行する障害者総合支援法において、地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、地域社会の側への働きかけの強化、地域における自発的な取組支援、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化を目的とし、地域生活支援事業の必須事業として以下の事業を追加したところである。

(市町村事業)

- ① 障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発
- ② 障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
- ③ 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
- ④ 意思疎通支援を行う者の養成

(都道府県事業)

- ① 意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い者を養成し、又は派遣する事業
- ② 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な対応が必要な事業

### (2) 地域生活支援事業の見直しについて

地域生活支援事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が基本的な人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む上で極めて重要な事業として、障害者総合支援法の目的規定の中で障害福祉サービスに係る給付と並んで位置付けられている。

各自治体の事業規模は年々増加し、国の補助割合は 1 / 2 以内とされているが、従来より実施主体である自治体から、事業が確実に実施できるよう、必要な財源の確保について要望されているところである。

また、平成 25 年度予算の概算要求組替え基準により「その他の経費」に該当する地域生活支援事業は、前年度当初予算の▲ 10 % 削減として位置付けられているが、地域の特性、地域主権の観点から都道府県、市町村事業に対して、財政支援を行う

ことが重要であり、平成 25 年度概算要求において、「日本再生戦略」の重点要求も活用し必要な財源の確保について努めているところである。

こうした背景のもと、地域生活支援事業について事業内容を精査し、平成 25 年度以降、重点的な事業を継続事業として位置付ける一方、実施率又は平均事業費が一定の基準未満の事業については、国庫補助対象外事業として、廃止又は段階的廃止等の方向で整理する予定である。

# 『出番』＝社会参加の機会の確保

地域生活支援事業費補助金 平成25年度要求額480億円(うち特別枠70億円)

## 地域生活支援事業(必須事業)の拡充(障害者総合支援法)

### 必須事業(市町村・都道府県)の追加

- ◆ 意思疎通支援(視聴覚障害・盲ろう者・発達障害等)
  - ・ 手話奉仕員等の養成(市町村)
  - ・ 特に専門性の高い手話通訳者等の養成・派遣等(都道府県)
- ◆ 市民後見人等を活用した法人後見の支援(知的障害・発達障害・精神障害)
  - ・ 後見人等の業務を適正に担う人材を育成(市町村)
- ◆ 障害に対する普及啓発・関係者の自発的活動支援(障害者・家族・地域住民)
  - ・ 普及啓発に関するイベント・広報など(市町村)
  - ・ 発達障害者やその家族同士の交流活動(ピアサポート)への支援等(市町村)

### 必須事業の量的拡充

※必須事業の着実な実施(従来からの必須事業についての国の支援の充実)

【主な必須事業の実施率(平成22年度実績)】

- ・ 移動支援 88.7% ・ コミュニケーション支援 75.4% ・ 日常生活用具給付等事業 99.3%

### ◆ 移動支援(身体障害・知的障害・精神障害)

- ・ 屋外での移動困難者に対する支援

### ◆ 日常生活用具の給付等(身体障害・知的障害・精神障害)

- ・ 自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与

障害者総合支援法  
による必須事業化  
(平成25年4月施行)

### ～基本理念～

日常生活・社会生活の支援  
が、共生社会を実現するため、  
社会参加の機会の確保及び  
地域社会における共生、社会的障壁の除去に資することを  
基本理念とする。

従来より必須事業として実施

## 日本再生戦略

～フロンティアを拓き「共創の国」へ～

- すべての人に「居場所」と「出番」がある  
全員参加型の社会の実現
- 一人一人が生きていく上で必要な生活基盤を保障

## 障害者総合支援法の基本理念

(平成25年度から施行)

- ～障害者等が当たり前に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活し、社会参加できる共生社会の実現～
- 居場所 … 住まいの確保
- 出番 … 社会参加の機会の確保

## 障害者が地域社会で生きていく上で必要な生活基盤の持続的保障

### 【生活・雇用戦略 ～すべての人々のための社会・生活基盤の構築～】

- 全員参加型の社会の実現を目指し、女性、高齢者等が学びやすく働きやすい環境の整備、高齢者（障害者）の意欲と能力をいかせる居場所と出番の確保、障害者の就労促進、仕事と生活の調和が実現でき、多様な働き方を選択できる環境整備を図る。
- 生活困窮者に対する支援の体制整備と生活自立支援サービスの体系化による戦略的な生活支援の実施、地方消費者行政の充実強化など消費者の安全・安心の確保等に重点的に取り組む。

「居場所」

=

住まいの確保

「出番」

=

社会参加の機会の確保

グループホーム等の整備促進（障害者総合支援法）

- 外部サービス利用型グループホーム
- サテライト型グループホーム
- 障害児の通所系サービス

地域生活支援事業(必須事業)の拡充（障害者総合支援法）

- 自立支援給付と並ぶ2本柱として位置付け
- 関係者の自発的な活動への支援、市民後見人等を活用した法人後見の支援、意思疎通支援を行う者の養成及び派遣

### ハード事業【50億円】

## 障害者の日常生活・社会生活支援のための体制の整備 (障害者の「居場所」と「出番」のある「全員参加型」の共生社会の実現)

### ソフト事業【70億円】

- I 障害者等が地域で安心して暮らすための基盤整備の充実を図り、共生社会の実現を目指すとともに、雇用を創出（ハード事業）
- II 障害児が身近な地域で適切な支援が受けられるよう、発達障害を含む障害児の発達支援の強化を図り、子育てしやすい社会環境を整備（ハード事業）
- III 意思疎通支援、後見等の業務を行う者の養成及び派遣、関係者の自発的な活動への支援を行い、新たな雇用の受け皿等として再生（ソフト事業）

区分	24年度予算額	25年度要求枠	特別枠	要求額合計	備考
社会福祉施設等施設整備費補助金	61億円	41億円(20億円の削減)	50億円	91億円	復興特別会計62億円
地域生活支援事業費補助金	450億円	410億円(40億円の削減)	70億円	480億円	

# 地域生活支援事業（案）

- 1 □囲みは平成25年度より障害者総合支援法による必須事業
- 2 点線は、従来よりの必須事業、下線は平成25年度概算要求事項  
(注)今後事業内容の見直しを予定している。

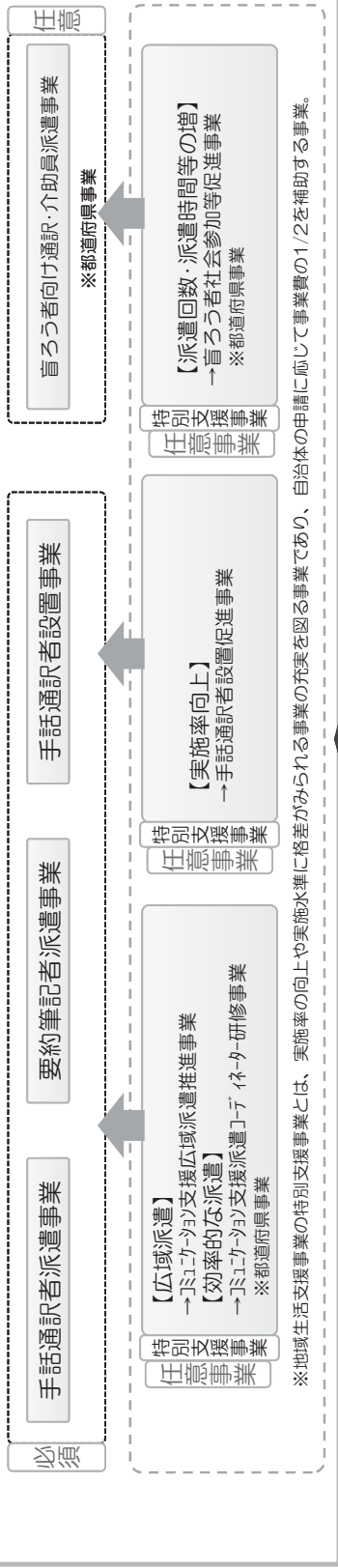
市町村事業	
1	障害者に対する理解を深めるための研修・啓発事業
2	障害者等、家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業
3	相談支援事業
(1)	障害者相談支援事業《交付税》
(2)	基幹相談支援センター等機能強化事業
(3)	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
4	成年後見制度利用支援事業
5	成年後見制度法人後見支援事業
6	意思疎通支援者派遣事業
7	日常生活用具給付等事業
8	意思疎通支援事業
9	移動支援事業
10	地域活動支援センター
(1)	地域活動支援センター—基礎的事業《交付税》
(2)	地域活動支援センター—機能強化事業
11	その他の事業
(1)	福祉ホーム事業
(2)	盲人ホーム事業
(3)	訪問入浴サービス事業
(4)	身体障害者自立支援事業
(5)	重度障害者在宅就労促進特別事業（バッチャル工房支援事業）
(6)	更正訓練費・施設入所者就職支度金給付事業
(7)	知的障害者職親委託制度
(8)	生活支援事業
(9)	日中一時支援事業
(10)	生活サポート事業
(11)	社会参加促進事業
(12)	地域移行のための安心生活支援事業
(13)	成年後見制度普及啓発事業
(14)	障害児支援体制整備事業

都道府県事業	
1	専門性の高い相談支援事業
(1)	発達障害者支援センター運営事業（指定都市を含む）
(2)	障害者就業・生活支援センター事業《障害程度区分認定等事業費補助金》
(3)	高次脳機能障害支援普及事業
(4)	障害児等療育支援事業《交付税》
2	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
3	盲ろう者通訳・介助員養成研修事業
4	専門性の高い意思疎通支援者の養成・派遣事業
5	意思疎通支援者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
6	広域的な支援事業
	都道府県相談支援体制整備事業
7	サービス・相談支援者、指導者育成事業
(1)	障害程度区分認定調査員等研修事業
(2)	相談支援従事者研修事業
(3)	サービス管理責任者研修事業
(4)	居宅介護従事者等養成研修事業
(5)	強度行動障害支援技術者養成研修事業
(6)	身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業
(7)	音声機能障害者発声訓練事業
8	その他の事業
(1)	福祉ホーム事業
(2)	盲人ホーム事業
(3)	重度障害者在宅就労促進特別事業（バッチャル工房支援事業）
(4)	重度障害者に係る市町村特別支援事業
(5)	生活訓練等事業
(6)	情報支援等事業
(7)	障害者IT総合推進事業
(8)	社会参加促進事業
(9)	成年後見制度法人後見支援事業
(10)	成年後見制度普及啓発事業
(11)	児童発達支援センター機能強化事業（指定都市を含む）

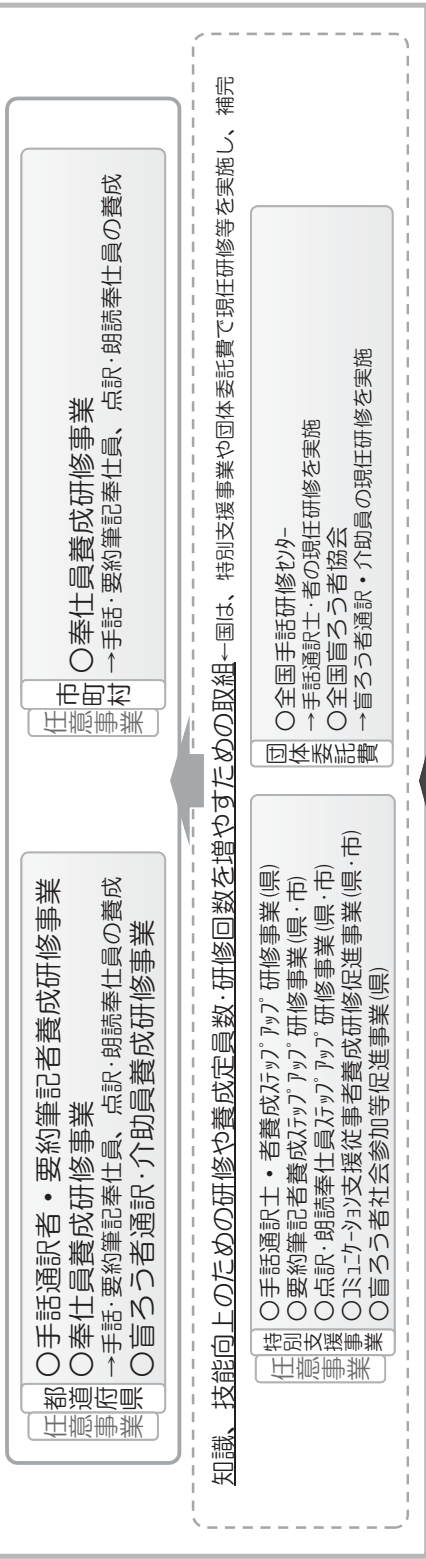


# 【現行】情報・コミュニケーション支援の仕組み

## 都道府県・市町村で支援者の派遣



## 都道府県・市町村で養成研修を実施【任意】



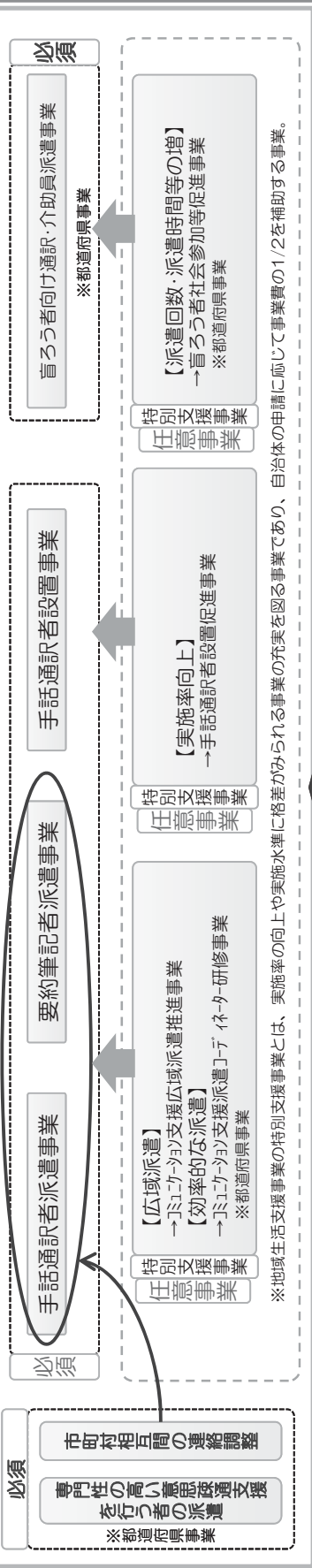
## 国で指導者を養成

- 社会福祉法人 全国手話研修センター（手話奉仕員・手話通訳者の指導者養成を実施）
- 社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター（要約筆記者の指導者養成を実施）
- 社会福祉法人 全国盲ろう者協会（盲ろう者通訳・介助員の養成を実施）  
※盲ろう者協会主催の研修修了者は指導者として活用が可能
- 国立障害者リハビリテーションセンター（盲ろう者通訳・介助員の指導者養成を実施）

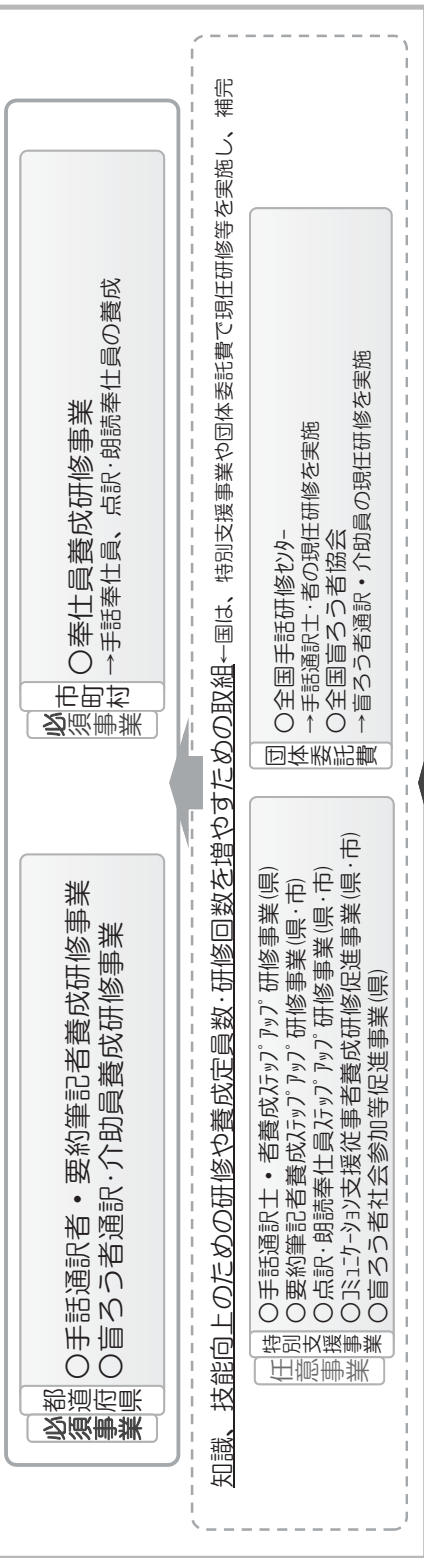


# 【新法】意思疎通支援の仕組み

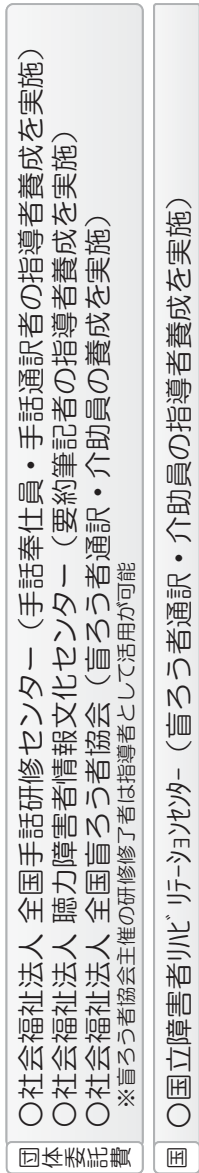
## 都道府県・市町村で支援者の派遣



## 都道府県・市町村で養成研修を実施【必須】



## 国で指導者を養成



# コミュニケーション支援従事者の養成の実施主体等について

従事者	養成の実施主体	従事者数
<b>指導者</b> ※都道府県の全日本ろうあ連盟加盟団体を通じて全国手話研修センターに申込を行い研修を修了した者(指導者名簿は都道府県の全日本ろうあ連盟加盟団体で把握) ※手話通訳者の指導者は158時間の研修、手話奉仕員の指導者は105時間の研修を行う。	国(全国手話研修センターに指導者養成を委託) 【H17から委託】委託費:32,498千円(24予算)	1,128名が研修修了 (平成24年3月末現在)
<b>手話通訳士</b> ※手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令に基づき <b>技能認定試験に合格し登録</b> した者(試験の実施、登録業務は聴力障害者情報センターで実施) 【手話通訳士名簿は聴力障害者情報センターのホームページで公表】	国立障害者リハビリテーションセンター学院手話通訳学科 大学・専門学校 都道府県	2,955名 (平成24年3月末現在)
<b>手話通訳者</b> ※養成講習を修了し <b>試験に合格</b> した上で、 <b>都道府県に登録</b> した者(登録者名簿は市町村に送付) ※かきゅうらみに基づき <b>90時間</b> の研修を行い、手話通訳に必要な手話語彙(1500語)を習得している。	都道府県	4,813名 (平成23年3月末現在)
<b>手話奉仕員</b> ※養成講習を修了し <b>都道府県又は市町村に登録</b> した者 ※かきゅうらみに基づき <b>80時間</b> の研修を行い、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙(600語)を習得している。	都道府県、市町村	10,969名 (平成23年3月末現在)

従事者	養成の実施主体	従事者数
<b>指導者</b> ※都道府県障害保健福祉主管課が受講を認めた者であって聴力障害者情報文化センターが実施する研修を修了した者(指導者名簿は都道府県で把握) ※57時間の研修を行う。	国(聴力障害者情報文化センターに指導者養成を委託) 【H23から委託】委託費:11,183千円(24予算)	173名が研修修了 (平成24年3月末現在)
<b>要約筆記者</b> ※養成講習を修了し <b>試験に合格</b> した上で、 <b>都道府県に登録</b> した者(登録者名簿は市町村に送付) ※かきゅうらみに基づき <b>84時間</b> の研修を行う。	都道府県	ー (要約筆記者の養成はH23年度から実施)
<b>要約筆記奉仕員</b> ※養成講習を修了し <b>都道府県又は市町村に登録</b> した者 ※かきゅうらみに基づき <b>52時間</b> の研修を行う。	都道府県、市町村	13,159名 (平成23年3月末現在)

※手話通訳又は要約筆記を行う者の派遣、設置の実施主体は市町村(又は都道府県)

従事者	養成の実施主体	従事者数
<b>指導者</b> ※都道府県又は盲ろう者友の会(当事者団体)を通じて全国盲ろう者協会に申込を行い研修を修了した者、又は、都道府県が推薦して国立障害者リハビリテーションセンター主催の研修を修了した者(指導者名簿は都道府県又は盲ろう者友の会で把握) ※全国盲ろう者協会主催は34時間、国立障害者リハビリテーションセンター主催は指導者に特化した研修のため <b>60時間</b> の研修を行う。	国(全国盲ろう者協会に養成研修を委託) 都道府県 社会福祉法人全国盲ろう者協会	516名が研修修了 (平成24年3月末現在)
<b>盲ろう者通訳・介助員</b> ※全国盲ろう者協会又は都道府県主催の養成講習を修了し、 <b>都道府県に登録</b> した者 ※34時間(標準時間)の研修を行う。	都道府県 社会福祉法人全国盲ろう者協会	4,027名 (平成23年3月末現在)

※盲ろう者通訳・介助員の派遣の実施主体は都道府県

## 地域生活支援事業に係る障害者総合支援法改正内容(平成25年4月1日施行)

### 障害者総合支援法(抜粋)

(市町村の地域生活支援事業)

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業
- 二 障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業
- 三 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業(次号に掲げるものを除く。)
- 四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業
- 五 障害者に係る民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業
- 六 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援(手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。)を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

## 障害者総合支援法(抜粋)

### 七 意思疎通支援を行う者を養成する事業

#### 八 移動支援事業

九 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

2 都道府県は、市町村の地域生活支援事業の実施体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して、関係市町村の意見を聴いて、当該市町村に代わって前項各号に掲げる事業の一部を行うことができる。

3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金を福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

#### (基幹相談支援センター)

第七十七条の二 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、前条第一項第三号及び第四号に掲げる事業並びに身体障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号、知的障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十九条第一項に規定する業務を総合的に行うことを目的とする施設とする。

2 市町村は、基幹相談支援センターを設置することができる。

3 市町村は、一般相談支援事業を行う者その他の厚生労働省令で定める者に対し、第一項の事業及び業務の実施を委託することができる。

4 前項の委託を受けた者は、第一項の事業及び業務を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、基幹相談支援センターを設置することができる。



## 障害者総合支援法(抜粋)

5 基幹相談支援センターを設置する者は、第一項の事業及び業務の効果的な実施のために、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、身体障害者福祉法第十二条の三第一項又は第二項の規定により委託を受けた身体障害者相談員、知的障害者福祉法第十五条の二第一項又は第二項の規定により委託を受けた知的障害者相談員、意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者その他の関係者との連携に努めなければならない。

6 第三項の規定により委託を受けて第一項の事業及び業務を実施するため基幹相談支援センターを設置する者(その者が法人である場合)若しくはその職員又はこれらの職に就いた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(都道府県の地域生活支援事業)

第七十八条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、第七十七条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる事業のうち、特に専門性の高い相談支援に係る事業及び特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を行うものとする。

2 都道府県は、前項に定めるもののほか、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のために障害福祉サービス若しくは相談支援を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成する事業その他障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

(市町村の支弁)

第九十二条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

六 市町村が行う地域生活支援事業に要する費用

(都道府県の支弁)

第九十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

二 都道府県が行う地域生活支援事業に要する費用

## 障害者総合支援法(抜粋)

### (都道府県の負担及び補助)

#### 第九十四条

2 都道府県は、当該都道府県の予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第九十二条の規定により市町村が支弁する費用のうち、同条第六号に掲げる費用の百分の二十五以内を補助することができる。

### (国の負担及び補助)

#### 第九十五条

2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げるものを補助することができる。  
二 第九十二条及び第九十三条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用のうち、第九十二条第六号及び第九十三条第二号に掲げる費用の百分の五十以内